国立研究開発法人物質・材料研究機構
建物等管理規程

平成１８年３月３１日
１８規程第２０号

（趣旨）
第１条　この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の用に供する土地、立木、建物及び施設並びにこれらに付帯する工作物その他のもの（以下「建物等」という。）の維持管理及び保安について必要な事項を定めるものとする。

（法等との関係）
第２条　建物等の維持管理及び保安については、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令及び国立研究開発法人物質・材料研究機構安全衛生管理規程（平成１８年３月３１日　１８規程第１９号）等機構が別に定めるもののほか（以下「法令等」という。）、この規程の定めるところによる。

（建物等の使用）
第３条　役職員（キャリア形成職員、任期制職員及び無期労働契約転換職員を含む。）並びに機構の業務を行う者であって役職員以外の者（以下「職員等」という。）は、機構の業務以外の目的のために建物等を使用してはならない。
２　職員等は、機構の業務以外の目的のために建物等を使用する場合は、理事長の許可を受けなければならない。
３　理事長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において必要と認めるときは、前項の許可をすることができる。この場合において、建物の維持管理又は保安のために必要な指示をし、又はその使用について条件を付すことができる。
（１）機構の業務に支障を及ぼさないこと。
（２）建物等内の秩序を乱さないこと。

（建物等の管理体制）
第４条　建物等の維持管理及び保安に係る業務を行うため、機構に建物等管理者を置く。
２　建物等管理者は、安全・施設管理部門長をもって充てる。

（建物等の維持管理等）
第５条　建物等管理者は、建物等の状態、使用状況等を把握し、常に良好な状態で使用できるよう努めなければならない。
２　建物等管理者は、建物等の清掃、美化等を行い、建物等を常に清潔に保つよう必要な措置を講じるものとする。
３　建物等の安全衛生を確保するため、建物等の用途変更を行う工事等は、法令等を遵守して行うものとする。

（職員等の義務）

第６条　職員等は、建物等管理者の建物等の維持管理又は保安のためにする指示に従わなければならない。

（使用、立入制限等）

第７条　建物等管理者は、建物等の維持管理又は保安のために必要があると認める場合は、その全部又は一部について使用、立入り等の制限又は禁止をすることができる。

２　職員等は、次に掲げる施設、室等に関係者以外、みだりに立ち入ってはならない。

（１）受変電所、電気室、機械室、監視室
（２）守衛所、電話交換室、ネットワーク機器室
（３）廃水処理施設
（４）車庫
（５）食堂内の厨房
（６）屋外産廃置場
（７）その他建物等管理者が指定する場所

（施設、設備等の設置又は撤去）

第８条　職員等は、別に定めのある場合を除き、建物等管理者の許可なく施設、設備等を設置又は撤去してはならない。

（物品の販売等）

第９条　職員等は、建物等において物品の販売、宣伝又は契約の仲介その他これに類する行為（以下「物品の販売等」という。）をしてはならない。

２　前項の規定にかかわらず、建物等管理者は、特別な事情があると認める場合は、職員等に対し、建物等における物品の販売等を許可することができる。

（掲示）

第１０条　職員等は、建物等管理者に届けなければ、建物等において、文書、図面等を頒布し、又は掲示物を掲示してはならない。

２　建物等管理者は、前項に規定する届出があった場合は、その頒布又は掲示場所を指定し、並びにあらかじめその文書、図面等又は掲示物の提示を求め、及びその内容を確認することができる。

（駐車等）

第１１条　職員等は、建物等において建物等管理者が指定する駐車区域、駐車場、保管場所等以外に車両又は自転車を駐車し、又は保管することはできない。

（喫煙）

第１２条　職員等は、建物等において、建物等管理者が指定する場所以外で喫煙してはならない。

（退去命令等）

第１３条　建物等管理者は、建物等において次の各号の一に該当する職員等に対して、その行為の禁止又は建物等からの退去若しくは建物等への立入りの禁止を命じることができる。

（１）銃器、凶器その他の危険物を建物等に持ち込み又は持ち込もうとする者
（２）他の職員等に面会を強要する者

（３）寄附の強要又は押売りをする者
（４）建物等管理者等が立入を禁止した区域に立入り、又は立ち入ろうとする者
（５）第１０条第１項の規定する届出なく文書又は図面等を頒布し、若しくは展示物を掲示し、又はこれらの行為をしようとする者
（６）多数集合し、放歌高唱し、拡声器による放送をし、若しくはねり歩き、又はこれらの行為をしようとする者
（７）座り込み、通行の妨害になる行為若しくは妨害になる恐れのある行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
（８）建物等を損傷、汚損その他建物等の環境を害する行為をし、又はしようとする者
（９）旗、のぼり、懸垂幕、プラカード、立て看板その他これらに関する物を掲げ、又は掲げようとする者
（１０）その他建物等の管理に支障があると認められる行為若しくは職員等の安全を脅かすような行為をし、又はしようとする者

（撤去命令等）
第１４条　建物等管理者は、建物等において、次の各号の一に該当する物を所有する、又は所持する職員等に対して、その移動、撤去又は搬出を命じることができる。
（１）銃器、凶器その他の危険物
（２）拡声器又は宣伝カー
（３）建物等を損傷する若しくは汚損する物又は建物等の環境を害する物
（４）建物等に掲揚され、掲示され若しくは貼り付けられ、又は持ち込まれた旗、のぼり、懸垂幕、プラカード、立看板その他これらに類する物
（５）第１１条の規定により建物等管理者が指定した駐車区域、駐車場、保管場所等以外に駐車、駐輪又は保管された車両又は自転車
（６）その他建物等内の秩序及び管理に支障が生じ、若しくは支障が生じる恐れがあると認められる物又は職員等の安全保持上支障があると認められる物

（修復等）
第１５条　建物等管理者は、前二条に規定する職員等が建物等を損傷し、汚損し又は建物等の環境を害した場合は、その修復を命ずることができる。
２　建物等管理者は、次に掲げる場合は、前条各号に掲げる物を移動、撤去又は搬出することができる。
（１）前条各号に掲げる物の所有者又は所持者が移動、撤去又は搬出の命令に従わない場合
（２）前条各号に掲げる物の所有者又は所持者の所在が不明な場合であって、当該物の移動撤去又は搬出を命じられないとき。
（３）緊急に移動、撤去又は搬出する必要があると認める場合

（許可の条件等）
第１６条　建物等管理者は、この規程に定める許可、指定等をする場合は、建物等の維持、管理及び保安のために必要な指示をし、又は条件を付すことができる。
２　建物等管理者は、職員等が建物等管理者の許可の内容又は前項の指示若しくは条件に違反した場合は、当該許可を取り消すことができる。

（保安措置）
第１７条　建物等管理者は、第１３条から第１５条までに定めるほか、建物等について必要な保安措置を講ずるものとする。

（準用）
第１８条　第３条及び第６条から前条までの規定は、機構以外の者について準用する。

（雑則）
第１９条　建物等に係る事故、災害等の防止及び事故、災害その他非常の際における措置に関して必要な事項は、別に定める。
２　建物等に係る施錠、鍵の保管に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年４月２７日　２３規程第４３号）
この規程は、平成２３年４月２７日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２７年３月２４日　２７規程第７５号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年３月２９日　２８規程第２３号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（令和５年２月２８日　２０２３規程第５８号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月１１日　２０２５規程第５２号）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。